

豊中市伊丹市クリーンランド環境にやさしい委員会 設置要綱

(目的)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）は職場における環境負荷低減の推進及び対外的に環境配慮を意識した行動を促進するため、環境啓発に関する効果的な取り組みを策定・実行し、円滑な管理運用を図ることを目的に、豊中市伊丹市クリーンランド環境にやさしい委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境保全に関する施策の審議に関すること。
- (2) 環境にやさしい作戦プロジェクトチーム（以下「PT」という。）からの審議要請事項等に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に定める者とする。

- 2 委員長は、クリーンランド事務局長とし、委員会を統括する。
- 3 委員長は、委員会の下部組織として PT を設置する。
- 4 委員長は、PT 以外のクリーンランド職員の中からオブザーバーを指名し、委員会に参加させる。
- 5 オブザーバーは、委員会でクリーンランド職員の立場のみにとらわれず、第三者的な視点に立って自由な意見を述べる。
- 6 副委員長は、クリーンランド総務課長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則1年（年度毎）とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員が任期途中で欠けた時は、委員長が早急に選任を行うものとする。この場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員会は、原則年1回以上開催する。
- 3 その他委員長が必要と認めたときに開催する。

(委員の責務)

第6条 委員は、各所属において、その他の職員に対し委員会で承認を行った環境配慮活動について周知徹底を行い、これの実践に努めるよう促さなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務については、環境にやさしい作戦事務局をクリーンランド再資源・搬入課再資源化係に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

職務	職務上の地位・補職名
環境にやさしい作戦統括者	クリーンランド事務局長
環境にやさしい作戦実行責任者	クリーンランド総務課長
	クリーンランド再資源・搬入課長
	クリーンランド施設課長
	クリーンランド管理課長
	クリーンランド新炉建設課長
	委員長が指名した管理職員
環境にやさしい作戦 PT リーダー	クリーンランド職員（1名）
環境にやさしい作戦 PT 副リーダー	クリーンランド職員（1名）
環境にやさしい作戦オブザーバー	クリーンランド職員